

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和4年11月24日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (欠格事由)

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

( )

問2 (事業の休止及び廃止)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問3 (運行管理者等の義務)

事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならないが、一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなくてもよい。

( )

問4 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年

月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。

( )

問5 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等)

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

( )

問6 (運賃及び料金等の掲示)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

( )

問7 (名義の利用等の禁止)

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特定貨物自動車運送事業のため利用させることができる。

( )

問8 (事故の報告)

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

( )

問9 (異常気象時等における措置)

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

( )

問10（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

（ ）

問11（運行記録計による記録）

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を1年間保存しなければならない。

（ ）

問12（運行管理者等の選任）

事業者は、事業用自動車（被けん引自動車を除く。）の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を30で除して得た数（その数に1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

（ ）

問13（過積載の防止）

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

（ ）

問14（運行指示書による指示等）

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しは運行が終了すれば破棄してもよい。

（ ）

問 1 5 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者は、毎年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

( )

問 1 6 (臨時の報告)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときでも、仕事が忙しい場合、報告書を提出しなくてよい。

( )

問 1 7 (従業員に対する指導及び監督)

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

( )

問 1 8 (自動車検査証の有効期間)

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

( )

問 1 9 (下請代金の支払期日)

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

( )

問 2 0 (車間距離の保持)

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

( )

#### 問 2 1 (乗合自動車の発進の保護)

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

( )

#### 問 2 2 (変更登録)

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から30日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

( )

#### 問 2 3 (日常点検整備)

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、1日1回、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

( )

#### 問 2 4 (休日)

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

( )

#### 問 2 5 (許可の取消し等)

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、6月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

( )

II. 次の26～29の問題の文章の指示に従って、質問に答えてください。

問26（事業計画）

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、（ ）内に記入してください。

- ア. 営業区域
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

( )

問27（認可）

一般貨物自動車運送事業に関する次の申請のうち、国土交通大臣の認可を要するものとして誤っているものを1つ選んでください。

- ア. 事業の譲渡し及び譲受け
- イ. 運行管理者の選任
- ウ. 法人の合併及び分割

( )

問28（過労運転の防止）

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、（ ）内に記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 労働者派遣事業者から派遣された者
- ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

( )

問29（貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等）

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められています。次のア～オから正しいものを2つ選び、（ ）内に記入してください。

ア. 拘束時間は、1箇月について299時間を超えないものとする。

イ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。

ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とすること。

エ. 連続運転時間は、13時間を超えないものとする。

オ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

( ) ( )

一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題  
(令和4年11月24日)

受験番号

申請者(法人)名

受験者の氏名

(注意事項)

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、文言等を一部省略している場合があります。

I. 次の記述のうち、正しいものには○を、誤っているものには×を  
( ) 内に記入してください。

問1 (欠格事由) 【貨物自動車運送事業法】

1年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者は、一般貨物自動車運送事業の経営の許可を受けることができない。

(第5条第1項) ( ○ )

問2 (事業の休止及び廃止) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(第32条) ( ○ )

問3 (運行管理者等の義務) 【貨物自動車運送事業法】

事業用自動車の運転者その他の従業員は、運行管理者がその業務として行う指導に従わなければならないが、一般貨物自動車運送事業者は、運行管理者がその業務として行う助言を尊重しなくてもよい。

(第22条) 尊重しなければならない ( × )

問4 (運転者台帳) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者が転任、退職その他の理由により運転者でなくなった場合には、直ちに、当該運転者に係る運転者台帳に運転者でなくなった年



月日及び理由を記載し、これを1年間保存しなければならない。

(第9条の5第2項) 1年間→3年間 ( × )

問5 (公衆の利便を阻害する行為の禁止等) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、荷主に対し、不当な運送条件によることを求め、その他公衆の利便を阻害する行為をしてはならない。

(第25条第1項) ( ○ )

問6 (運賃及び料金等の掲示) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金(個人(事業として又は事業のために運送契約の当事者となる場合におけるものを除く。)を対象とするものに限る。)、運送約款その他国土交通省令で定める事項を主たる事務所その他の営業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(第11条) ( ○ )

問7 (名義の利用等の禁止) 【貨物自動車運送事業法】

事業者は、その名義を他人に一般貨物自動車運送事業のため利用させてはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、特定貨物自動車運送事業のため利用させることができる。

(第27条第1項) ただし書も不可 ( × )

問8 (事故の報告) 【貨物自動車運送事業法】

一般貨物自動車運送事業者は、その事業用自動車は、程度の大小にかかわらず事故を引き起こしたときは、遅滞なく、事故の種類、原因その他国土交通省令で定める事項を届け出なければならない。

(第24条) 転覆、火災、その他省令で定める重大な事故を引き起こしたとき

( × )

問9 (異常気象時等における措置) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、異常気象その他の理由により輸送の安全の確保に支障を生ずるおそれがあるときは、乗務員に対する適切な指示その他輸送の安全を確保するために必要な措置を講じなければならない。

(第11条) ( ○ )

問 1 0 (点呼等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、アルコール検知器（呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国土交通大臣が告示で定めるものをいう。以下同じ。）を営業所ごとに備え、常時有効に保持するとともに、酒気帯びの有無について確認を行う場合には、運転者の状態を目視等で確認するほか、当該運転者の属する営業所に備えられたアルコール検知器を用いて行わなければならない。

(第 7 条第 4 項) ( ○ )

問 1 1 (運行記録計による記録) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、車両総重量が 7 トン以上又は最大積載量が 4 トン以上の普通自動車である事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を 1 年間保存しなければならない。

(第 9 条) ( ○ )

問 1 2 (運行管理者等の選任) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

事業者は、事業用自動車(被けん引自動車を除く。)の運行を管理する営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数を 3 0 で除して得た数(その数に 1 未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)に 1 を加算して得た数以上の運行管理者を選任しなければならない。ただし、5 両未満の事業用自動車の運行を管理する営業所であって、地方運輸局が認めるものについては、この限りではない。

(1 8 条第 1 項) ( ○ )

問 1 3 (過積載の防止) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

貨物自動車運送事業者は、過積載による運送の防止について、運転者その他の従業員に対する適切な指導及び監督を怠ってはならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

(第 4 条) やむを得ない事由があっても例外ではない ( × )

問 1 4 (運行指示書による指示等) 【貨物自動車運送事業輸送安全規則】

一般貨物自動車運送事業者等は、運行指示書及びその写しは運行が終了すれば破棄してもよい。

(第 9 条の 3 第 4 項) 1 年間保存しなければならない ( × )

問15 (事業報告書及び事業実績報告書) **【貨物自動車運送事業報告規則】**

一般貨物自動車運送事業者は、毎年4月1日から3月31日までの期間に係る事業実績報告書を、毎年7月10日までに所轄地方運輸局長等に提出しなければならない。

(第2条第1項) ( ○ )

問16 (臨時の報告) **【貨物自動車運送事業報告規則】**

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときでも、仕事が忙しい場合、報告書を提出しなくてよい。

(第3条第1項) 報告書を提出しなければならない ( × )

問17 (従業員に対する指導及び監督) **【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

貨物自動車運送事業者は、国土交通大臣が告示で定めるところにより運転者に対する指導及び監督をした場合においては、その日時、場所及び内容並びに指導及び監督を行った者及び受けた者を記録し、かつ、その記録を営業所において3年間保存しなければならない。

(第10条第1項) ( ○ )

問18 (自動車検査証の有効期間) **【道路運送車両法】**

車両総重量8トン以上の貨物事業用自動車の自動車検査証の有効期間は2年である。

(第61条第2項) 1年 ( × )

問19 (下請代金の支払期日) **【下請代金支払遅延等防止法】**

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、親事業者が下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日。)から起算して、60日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

(第2条の2第1項) ( ○ )

問20 (車間距離の保持) **【道路交通法】**

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

(第26条) ( ○ )

問 2 1 (乗合自動車の発進の保護) 【道路交通法】

停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を変更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に変更しなければならないこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の変更を妨げてはならない。

(第 3 1 条の 2) ( ○ )

問 2 2 (変更登録) 【道路運送車両法】

自動車の所有者は、登録されている型式、車台番号、原動機の型式、所有者の氏名若しくは名称若しくは住所又は使用の本拠の位置に変更があったときは、移転登録又は永久抹消登録の申請をすべき場合を除き、その事由があった日から 3 0 日以内に、国土交通大臣の行う変更登録の申請をしなければならない。

(第 1 2 条) 3 0 日→1 5 日 ( × )

問 2 3 (日常点検整備) 【道路運送車両法】

自動車運送事業の用に供する自動車の使用者又はこれらの自動車を運行する者は、1 日 1 回、その運行の開始前において、国土交通省令で定める技術上の基準により、灯火装置の点灯、制動装置の作動その他の日常的に点検すべき事項について、目視等により自動車を点検しなければならない。

(第 4 7 条の 2 第 2 項) ( ○ )

問 2 4 (休日) 【労働基準法】

労働基準法上の使用者は、労働者に対して、四週間を通じ四日以上の日を与える場合を除き、毎週少なくとも一回の日を与えなければならない。

(第 3 5 条) ( ○ )

問 2 5 (許可の取消し等) 【貨物自動車運送事業法】

国土交通大臣は、一般貨物自動車運送事業者が貨物自動車運送事業法に違反したときは、6 月以内において期間を定めて自動車その他の輸送施設の当該事業のための使用の停止を命じることができる。

(第 3 3 条) ( ○ )

II. 次の26～29の問題の文章の指示に従って、質問に答えてください。

問26 (事業計画) **【貨物自動車運送事業法施行規則】**

次のうち、一般貨物自動車運送事業の事業計画に記載しなければならない事項としてあてはまらないものを1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 営業区域
- イ. 自動車車庫の位置及び収容能力
- ウ. 貨物自動車利用運送をするかどうかの別

(第2条) (ア)

問27 (認可) **【貨物自動車運送事業法】**

一般貨物自動車運送事業に関する次の申請のうち、国土交通大臣の認可を要するものとして誤っているものを1つ選んでください。

- ア. 事業の譲渡し及び譲受け
- イ. 運行管理者の選任
- ウ. 法人の合併及び分割

(第30条他関係) (イ)

問28 (過労運転の防止) **【貨物自動車運送事業輸送安全規則】**

一般貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に常時選任する者として認められないものを、次のア～ウの中から1つ選び、( ) 内に記入してください。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 労働者派遣事業者から派遣された者
- ウ. 6ヶ月間の期間を定めて使用される者

(第3条第2項) (ア)

問29 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等) **【自動車運転者の労働時間等の改善のための基準】**

貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間、休息期間及び運転時間については、労働省告示（平成元年2月9日労働省告示第7号）によって定められてい

ます。次のア～オから正しいものを2つ選び、( ) 内に記入してください。

ア. 拘束時間は、1箇月について299時間を超えないものとする。

イ. 勤務終了後、継続6時間以上の休息期間を与えること。

ウ. 1日についての拘束時間は、13時間を超えないものとし、当該拘束時間を延長する場合であっても、最大拘束時間は、16時間とする。

エ. 連続運転時間は、13時間を超えないものとする。

オ. 運転時間は、2日を平均し1日当たり9時間、2週間を平均し1週間当たり44時間を超えないものとする。

(第4条) (ウ) (オ)

一般貨物自動車運送事業経営許可申請等に伴う法令試験の受験者数及び合格者数

単位:人

	R4.11	
受験者数	13	
合格者数	13	